

議題「認定NPO法人の制度改正」に関する東京都の発言要旨

<猪瀬副知事発言>

- 今回の大震災で義援金がたくさん集まったが、被災者に配るのが少し遅れてしまっている。そうした寄附金が直接NPO法人に入り直接被災者に届けるなどの仕組みができてくると復興も早い。
- NPO法人の今後のあり方については、5月24日に全国知事会として国に申し入れしたと聞いている。制度改正により国にかわって地方がNPO法人の認定業務を行うことになるが、健全なNPO法人を作るためにも「認定の要件をきちんと満たしているか」「会計は適正か」ということが非常に重要である。
- NPO法人の数は全国で約42,000、東京都所管だけでも約6,800あり、NPO法人を認定しやすくするのは大事だが、脱税など色々な問題が起きる可能性がある。
- そこで、以下の3点について地方分権の立場から主張したい。



【自治事務としての裁量権】

- 認定事務が地方に移管されるにあたっては地方自治としての広い裁量権が認められなくてはならない。
- 都道府県として責任を果たせるよう独自ルールを設定しなくてはならない。知事の皆さんも現場の事務方の話をよく聞いておいてほしい。

【統一的な会計基準の整備】

- NPO法人をチェックできるような会計基準をきちんと整備する必要がある。
- 個人商店や自営業でも税の申告をしているのだから、NPO法人でもせめて税理士や公認会計士が見てわかるような財務諸表を当然持っていなくてはならない。統一的な会計基準の整備は最低ラインである。

【国税庁との連携】

- 税務情報など認定に関する情報を地方が十分に把握できる仕組みが必要である。
- 地方に認定事務を移管するのなら、法人税関係書類の閲覧権ぐらいいは認めてもらわないと我々としては拠り所がない。国税としっかりと連携できれば不正を事前に抑制できる。
- もうすぐ制度改正法案が国会に出るなどと色々言われているが、少なくとも省令でつめるなど地方の裁量権をはっきりさせてもらわないと困る。
- これからNPO法人がどんどん認定されていくが、このままだと現場は大混乱になる恐れがある。知事会長には、ぜひこの問題を国に申し入れをしていただきたい。

<山田全国知事会長発言>

- この問題についてはさらにしっかりと国に申し入れをして、国会における議論で十分に反映されるよう努力する。